

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第22号 (平成25年4月24日、2回目の認定決定)

株式会社 トーカイ(高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数931人(うち女性511人)

◆計画期間 平成21年8月1日から平成25年3月31日

[育児休業、育児短時間勤務等の制度]

- 育児休業は、子が1歳に達する日の月末まで利用できます。
- 育児短時間勤務は、小学校3年生になるまで、1日2時間を上限に15分単位で短縮できます。
- 子の看護休暇、育児のための時間外労働・深夜業の制限は、小学校3年生になるまで利用でき、子の看護休暇は半日単位での取得ができるよう整備しています。

[育児と仕事の両立支援に関する取り組み]

- 子育て中の従業員と会社とのコミュニケーションを深めるため、両立支援プログラムを作成しました。希望者は、育児参加活動計画書を活用し、支援担当者や所属長との面談等を通じて状況に応じた支援を受けることができます。
- 会社の両立支援に関する制度をまとめた「両立支援ガイドブック」を作成し、全従業員へ周知しています。

[所定外労働の削減]

- 各部署ごとに週に1日ノー残業デーを設定し、ポスター掲示等により、周知徹底を行い、実施しています。
- 「20時消灯、退社」を社内インターネットで周知し、実施しています。

[育児休業取得状況]

- 計画期間中に女性11人、男性1人が育児休業を取得しました。

企業からひとこと

認定マーク「くるみん」取得企業ということで、従業員を大切にしている会社として認知頂けることから、採用活動にも非常に効果があります。今後も、ES（従業員満足度）の一環として、できることから一つひとつ、仕事と育児の両立ができる環境づくりに努めて参ります。



育児休業を取得した従業員とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室 (TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>